

農業委員会制度が変わりました



改正点1

次の「農地等の利用の最適化の推進」が必須業務となりました。

- ①担い手への農地集積・集約化
- ②耕作放棄地の発生防止・解消
- ③新規担い手参入の促進

改正点2

農業委員の選出方法が改正。定数が13人になりました。

- ①公選制が廃止され、公募し議会の同意を得て、市長が任命することになりました。
- ②委員に女性や青年の積極的登用を配慮することとされました。
- ③認定農業者やその準ずる者が定員の過半数以上を占めることになりました。
- ④委員には、中立的立場の方が1人以上任命されることになりました。

改正点3

「農地利用最適化推進委員」が新設されます。定数は14人となります。

- ①担当地域を指定して公募し、農業委員会が委嘱します。
- ②遊休農地発生防止・解消と農地の集積・集約化の現場活動にあたっていただきます。

農地の権利等の移動は 県や農業委員会の許可が必要です！



優良な農地の確保と効率的利用を図るため、農地法により農地の移動には制限があります。
また、農地の細分化や荒廃を防ぐために、通作が可能で、50アール以上耕作している農業者でないと、農地を買ったり借りたりすることはできません。

農地を許可無しに転用すると罰せられます

農地を転用（雑種地や宅地など、耕作目的以外に活用）する場合、宮城県の許可が必要になります。農地によっては転用できない所もあり注意が必要です（農用地の指定を受けている農地、広域にわたって農地が続いている農地などは原則許可されません）。また、農地を一時的に工事事務所や資材置き場として使う場合でも、一時転用の許可が必要です。

- 申請の締切は毎月10日（土・日・祝日の場合は翌日）
- 毎月25日（土・日・祝日の場合は翌日）開催の農業委員会総会で審議・決定（転用申請は、宮城県へ進達後、許可交付となります）。

毎月10日は「農家相談日」です （土・日・祝日の場合は直前の開庁日）

農業委員が皆さんの相談を伺います。気軽にお越しください。

- 時間 10:00～12:00
- 場所 農業委員会事務局（農林振興センター内）



「農業委員」と「農地利用最適化推進委員」を公募します

☎農業委員会 ☎22-1256

農業委員は、選挙での選出ではなく 市長が議会の同意を得て任命することになりました

農業委員会等に関する法律の一部が改正され、平成28年4月から施行されました。このことにより農業委員は、選挙による選出方法がなくなり、市長が議会の同意を得て任命する方法になりました。また、農業委員会が委嘱する農地利用最適化推進委員が新設。農地利用最適化推進委員は、農業委員と連携しながら、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消など、地域における現場活動を行います。

市と農業委員会は、平成29年7月から活動していただける「農業委員」と「農地利用最適化推進委員」を公募します。募集形態は立候補または推薦。委員の兼務はできませんのでご注意ください。



	農業委員	農地利用最適化推進委員			
業務内容	・委員会で、農地の売買や貸借などの権利移動について審議し許可の決定を行います。農地転用の審議をします（許可は宮城県）。 ・市全体での、農地利用の最適化を推進します。	・担当地域をもち、農地利用の最適化（担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）に関する現場活動を農業委員と連携して行います。			
身分	特別職の非常勤職員	特別職の非常勤職員			
募集人数	13人	14人（各地区割りの人数は次のとおり）			
選考地区	市内全地区	白石（旧町内）	1人	越河	2人
		斎川・大平	2人	大鷹沢	2人
		白川	1人	蔵王・不忘・川原子・三住	1人
		福岡蔵本・長袋・八宮	2人	福岡深谷	2人
		小原	1人	計	14人
応募資格	次の①～④の要件をすべて満たしている人 ①白石市に住所を有する人、②農業に関する見識を有する人、③職務を適切に行うことができる人、④推薦の場合は、3人以上からの推薦が必要（団体推薦は代表者のみで可） ただし、次のいずれかに該当する者は除きます。 ・破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者 ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者				
任期	平成29年7月20日～平成32年7月19日まで（3年間）				
報酬（月額）	33,100円	29,600円			
募集期間	2月13日（月）～3月13日（月）				
応募方法	3月13日（月）までに、農業委員会に備え付けている応募用紙に必要事項を記入し、持参または下記へ郵送してください（当日消印有効）。用紙は、市のホームページからもダウンロードできます。 〈提出先〉白石市農業委員会 〒989-0232 白石市福岡長袋字陣場が丘12-13				
選考方法	選考委員会による候補者の審査後、市長が市議会の同意を得て任命します。	選考委員会による候補者の審査後、農業委員会が委嘱します。			